

# 神戸市PTA協議会会則（準会員①に関する抜粋）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、神戸市PTA協議会（略称 市P協）と称する。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を神戸市中央区東川崎町1-3-2 神戸市総合教育センター内に置く。

（目的）

第3条 本会は、社会教育関係団体としての役割を担い、神戸市立学校園におけるPTA活動を通じ、園児・児童・生徒の健全育成と福祉の増進を図るとともに、社会教育の推進を図る活動を通して、社会の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、目的を同じくする他の団体及び機関と連携し、次に定める事業を行う。

- （1）神戸市立の学校園毎に組織されたPTA等（保護者と教師により組織された会員組織）〔以下「単位PTA」という〕及び本会則第6条に定める連合・連盟間の連絡調整
- （2）会員及び関係機関・団体への情報提供を目的とした広報活動
- （3）家庭教育、社会教育及びPTA活動の資質向上に資する講演会、研修会等の開催、及び調査研究
- （4）教育的支援を必要とする園児・児童・生徒を対象とした事業
- （5）PTA活動の充実及び活動の推進を目的とした事業への助成金交付事業
- （6）その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

（会員の種別）

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

（2）準会員

1). 準会員①

前号に定める正会員に属さず、本会の目的に賛同し、主として活動への協力及び、資金支援の意思を目的とした、子が神戸市立学校園に在籍する保護者。なおこの準会員①は総会の議決権を有さない。

また準会員①への情報提供は、電磁的方法（ホームページ）における公開により行われるものに限られる。

2 前項各号の会員の資格期間については次のとおりとする。

（2）前項第2号に定める準会員①の会員資格期間については加入申し込みが受理された翌日から当該年度末とする。

（会員の連合・連盟）

（入会）

2 準会員になろうとするものは、電磁的方法（ホームページ）から所定の入会手続きを行う。会費の納入をもって入会とし、会員の資格を得る。

（会員資格の継続）

## 第8条

- 2 準会員①が次年度も継続する場合は、電磁的方法（ホームページ）から所定の継続手続きを行う。会費の納入をもって継続とし、会員の資格を継続する。

（会 費）

第9条 正会員及び準会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、正会員すなわち単位PTA等に在籍する会員1家庭あたり100円とする。準会員はひとり100円とする。
- 3 小、中学校の会員は、（公社）日本PTA全国協議会会費の1単位の金額を併せる。
- 5 会員は、本会が指定する方法により、期日までに一括納入する。
- 7 既納の会費は原則として返還しない。
- 8 不測の事態などにより会費の増減が必要な場合は、理事会で協議する。

（資格の喪失）

第10条 会員は次の事由によって、その資格を喪失し、本会を退会する。

（3）会員が除名されたとき

（4）準会員の子が神戸市立学校園に在籍しなくなったとき

（除 名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて除名することができる。この場合において、当該会員に対し当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

（1）本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき

（2）会費を1年以上滞納したとき。但し期日を定めた場合はその期限を理由なく滞納したとき

（3）その他除名すべき正当な理由があったとき